

第五十三条の次に次の一条を加える。  
(国際予備審査の開始の請求)

第五十三条の二 国際予備審査を請求した出願人は、規則<sup>69.(a)</sup>の規定に従い、第五十一条の第二項に規定する期間の満了前に、特許庁長官に対し、国際予備審査の開始の請求をすることができる。

2 前項の請求は、国際予備審査請求書又は様式第二十一の三若しくは様式第二十一の四によりしなければならない。

第五十四条第二項中「若しくは第五項」及び「又は第六十三条第三項に規定する事由がある出願人若しくはその代理人に係る選択国(他の出願人が当該選択国と同一の選択国を記載している場合にあつては、その選択国を含む。)(の記載が初めからなかつたものとみなされ」を削る。

第五十四条の二中「以内」を「又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日まで」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(国際調査機関の見解書についての答弁)

第五十五条の二 国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求され、かつ、当該国際調査機関の見解書の内容が規則<sup>66.(a)</sup>に掲げるものに該当する場合には、規則<sup>66.(a)</sup>の規定による国際予備審査機関の最初の書面による見解とみなす。

2 出願人は、前項の国際予備審査機関の書面による見解に対し、国際予備審査を請求した時から第五十一条の二第一項に定める期間の満了までに答弁書を提出することができる。

3 前項の答弁書は、第六十二条の規定による様式により作成しなければならない。

第五十六条中、「が記名し、かつ、印を押さ」を、「の氏名を表示し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国際予備審査報告には、特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章)という表題を付し、国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である旨を記載しなければならない。

第六十三条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「押印がない」との下に「提出者が二人以上ある場合にあつては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び押印がある場合を除く。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項中「第一号第一項第二号」を「第一号第一項」に改め、同条第三項を削る。

第六十三条の三を削る。

第六十九条第二項中「若しくは第五項」及び「又は第六十三条第三項に規定する事由がある出願人若しくはその代理人に係る選択国(他の出願人が当該選択国と同一の選択国を記載している場合にあつては、その選択国を含む。)(の記載が初めからなかつたものとみなされ」を削る。

第七十八条の二第一項及び第七十九条第一項以後段として次のように加える。

なお、振込みを証明する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。

第八十条第一号を次のように改める。  
第八十条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次のイに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のロに該当する場合には、当該イに定めるところにより算定した金額からロに定める金額を減額をした金額

イ 国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚以内の場合にあつては、千四百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額

口 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者が、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定するフレキシブルディスクを添付して提出した場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

第八十条第二号中「二百三十三」を「二百」に改める。

第八十一条第二項中「規則<sup>54.(a)</sup>」を「規則<sup>54.4</sup>若しくは第五十一条の二第二項」に改める。

第八十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

様式第一の備考8中「JPOO/OOOO」を「JPOOO/OOOOO」に、「OOO田の國際出願(田については西曆紀元の下2桁)」を「.OOOO田の國際出願」に「併せて」を「併せて」に改める。

様式第一の備考3中「JPOO/OOOO」を「JPOOO/OOOOO」に、「OO(田については西曆紀元の下2桁)」を「.OOOO」に改め、同様式の備考4中「100」を「100-0013」に改める。

「3 届出の内容  
新名義人(氏名)を  
氏名(名称)を  
住所」を  
「3 届出の内容  
新名義人(氏名)を  
事件との関係(氏名)に改め、同様式の備考中「様式第六」を  
住所」に改める。

1、を「その他は、様式第一」に改め、同備考を同様式の備考2と「同様式に備考1として次のように加える。」

1 「事件との関係」の欄には、「米国を除くすべての指定国における出願人」のように、新名義人と国際出願との関係を記載する。

「3 New Person  
Name: 〃  
Address: 〃  
Country of nationality: 〃  
Country of residence: 〃」を  
「3 New Person  
Relationship to the International  
Name: 〃  
Address: 〃  
Country of nationality: 〃  
Country of residence: 〃」に改める。

Application: 〃に改め、同様式の備考中「様式第一の備考1」を「その他は、様式第一の備考1」に改め、同備考を同様式の備考2と「同様式に備考1として次のように加える。」

1 「Relationship to the International Application」の欄には、「Applicant for all designated States except US」のように、新名義人と国際出願との関係を記載する。

様式第六の三及び第六の四を削る。

様式第七及び様式第七の二を次のように改める。